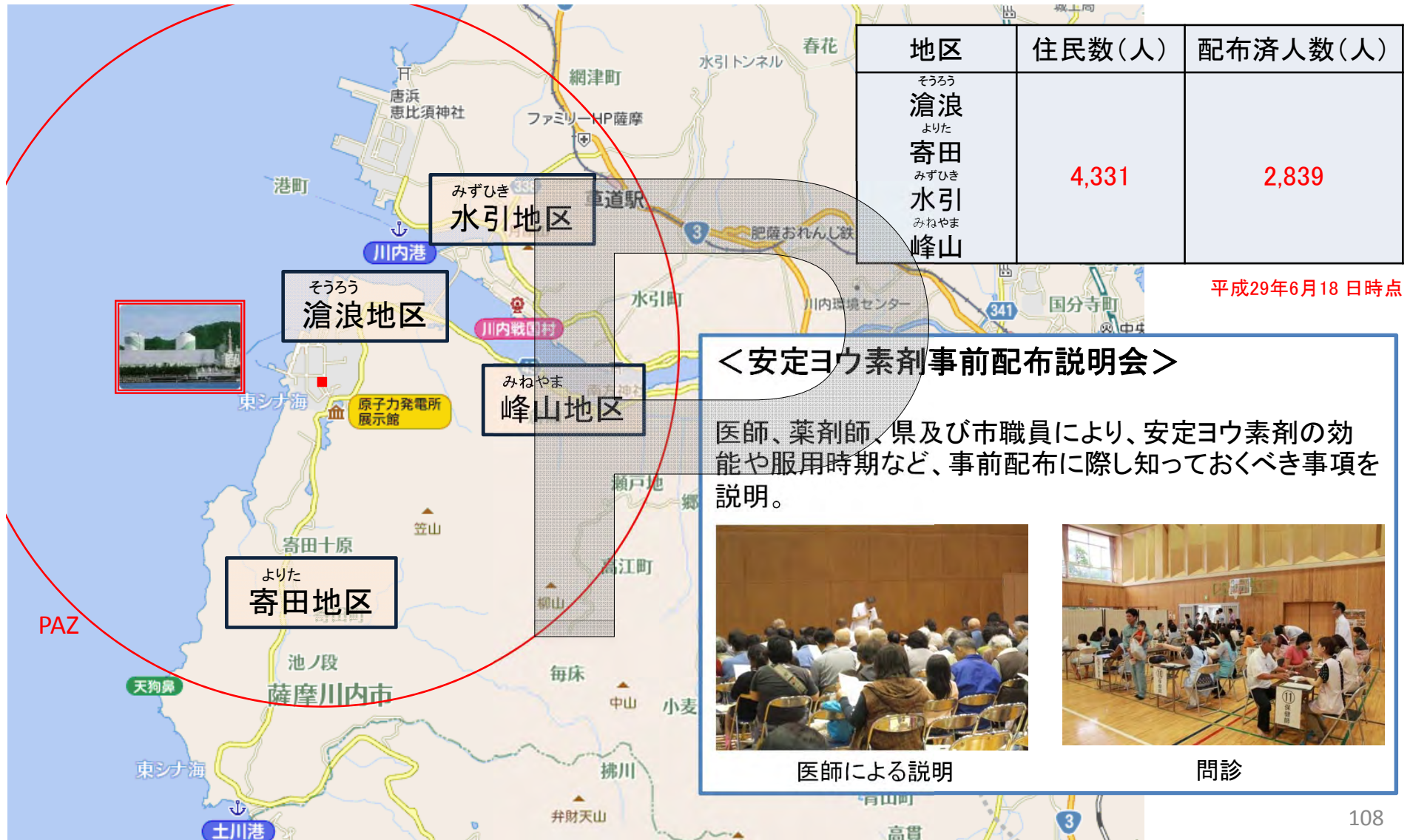


PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

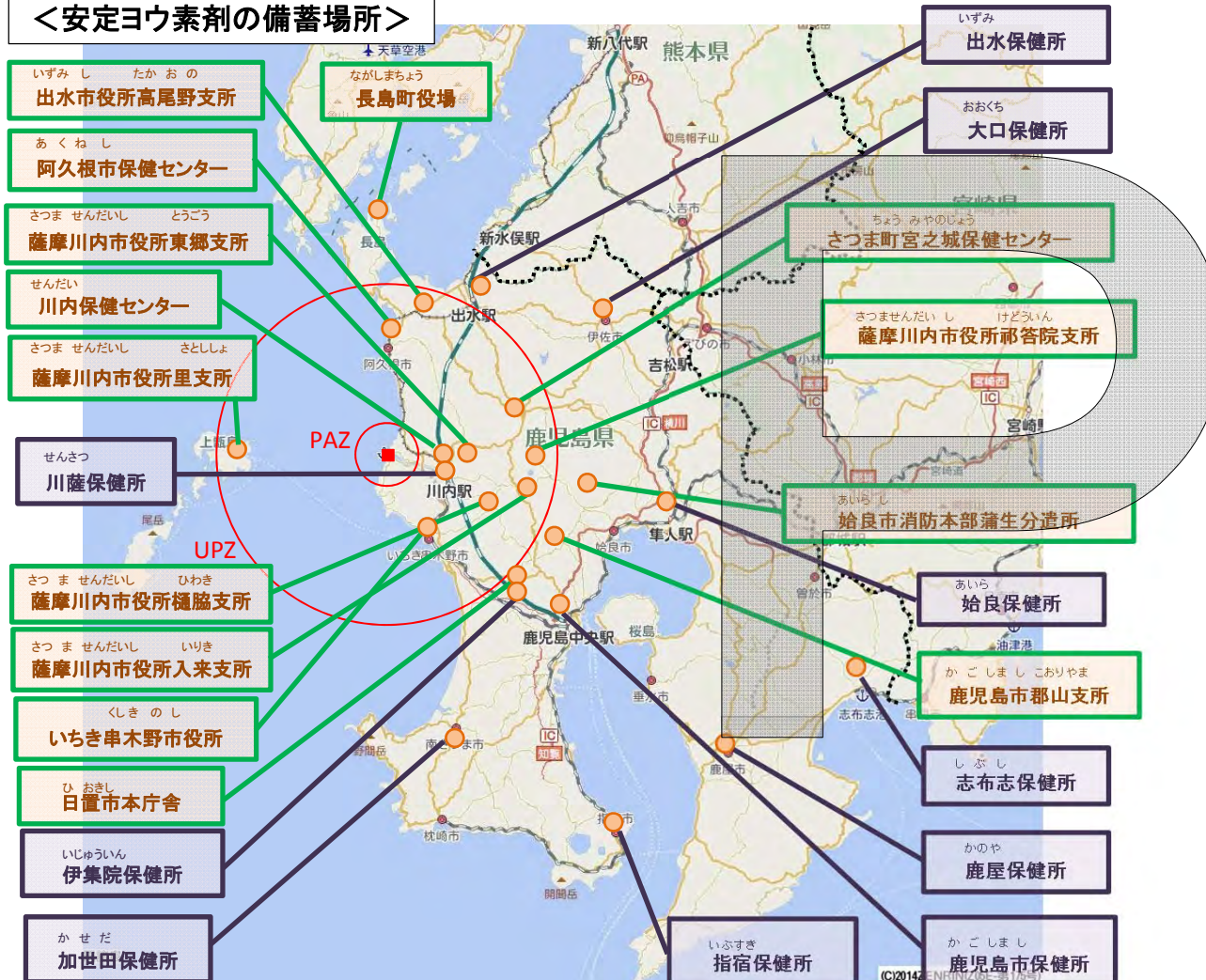
- 鹿児島県では、PAZ内住民を対象に28回の説明会と20回の配布会を実施し、平成29年6月18日現在、**2,839人**に事前配布を実施した。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、14箇所の関係市町施設及び10箇所の保健所等に合計約97万丸の丸剤と2,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約1万3千包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より避難退域時検査場所等に設置される救護所へ搬送の上、救護所等で対象住民等に順次配布・調製を実施。
- ~~原子力事業者は、鹿児島県から要請があった場合は、可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。~~

<安定ヨウ素剤の備蓄場所>

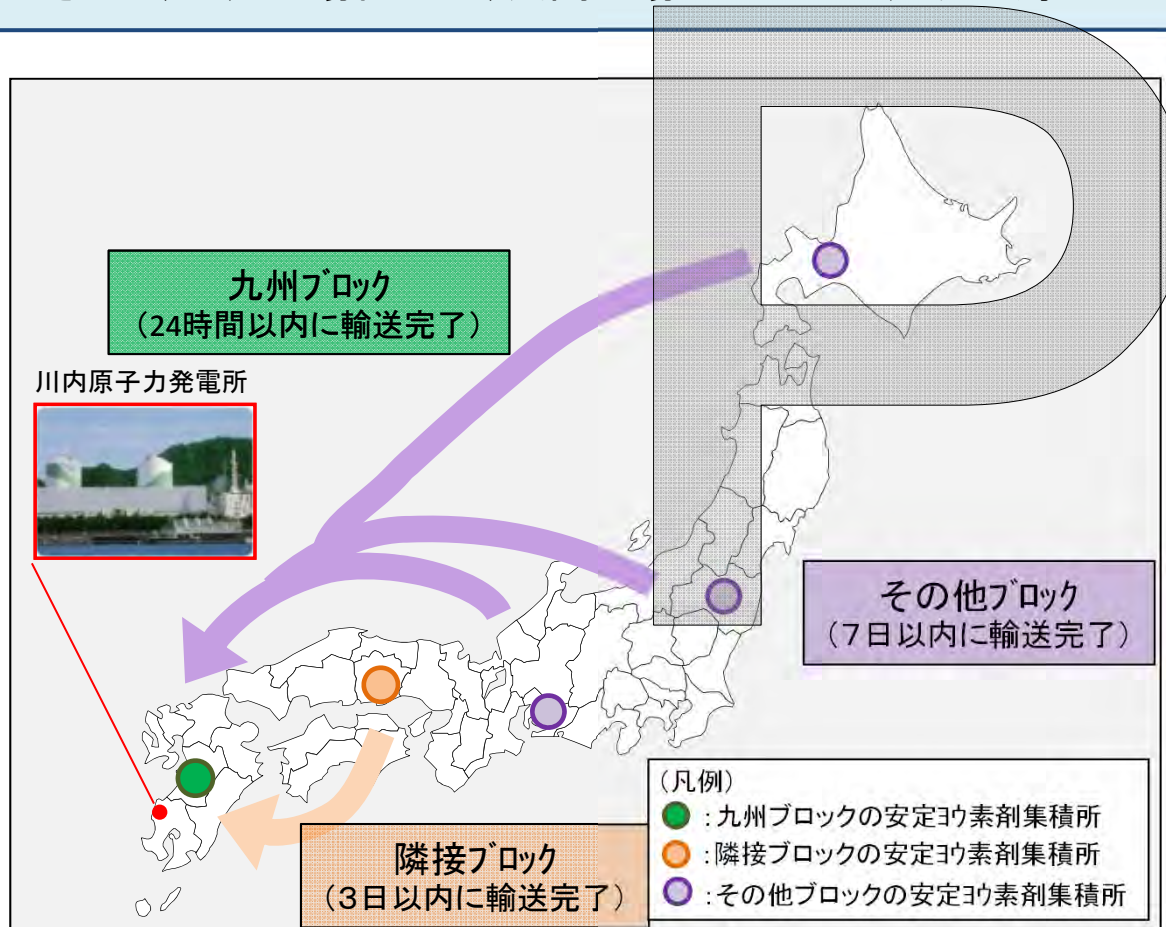


安定ヨウ素剤備蓄場所

24箇所
関係市町施設: 14箇所
保健所等: 10箇所

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に平成30年度までに丸剤200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



川内オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)

指示



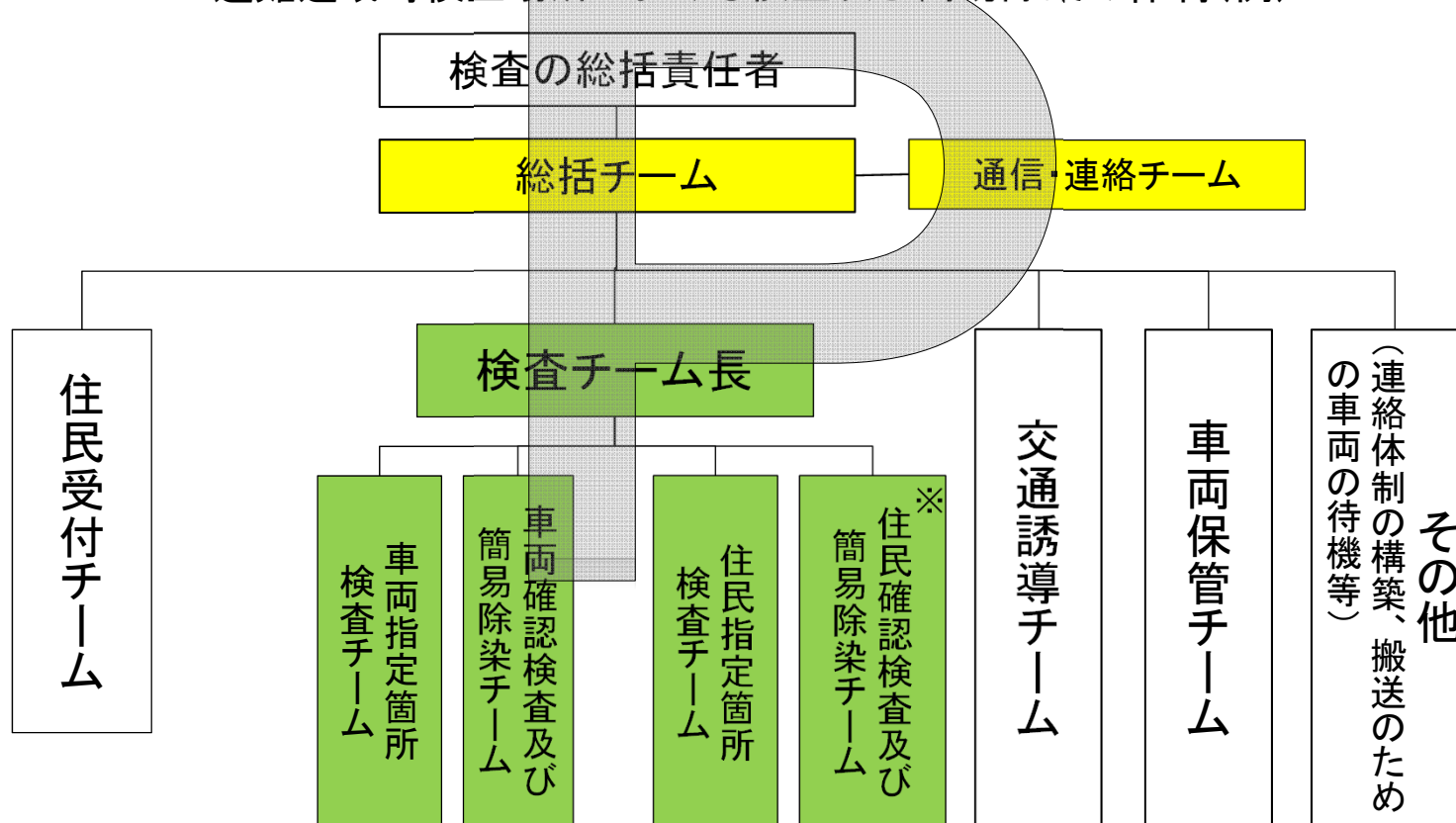
安定ヨウ素剤集積所

配送

UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、300人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

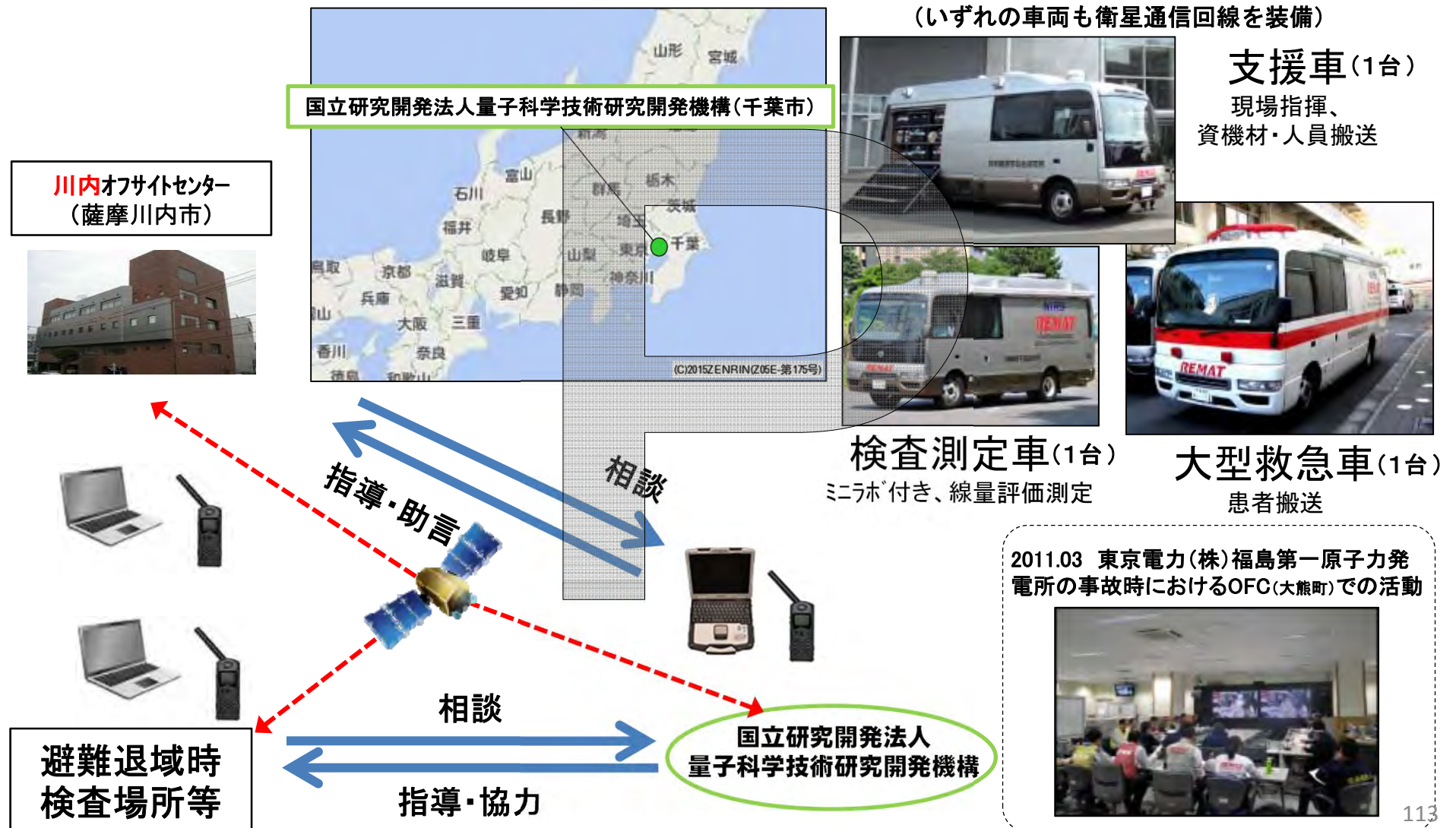
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)

平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



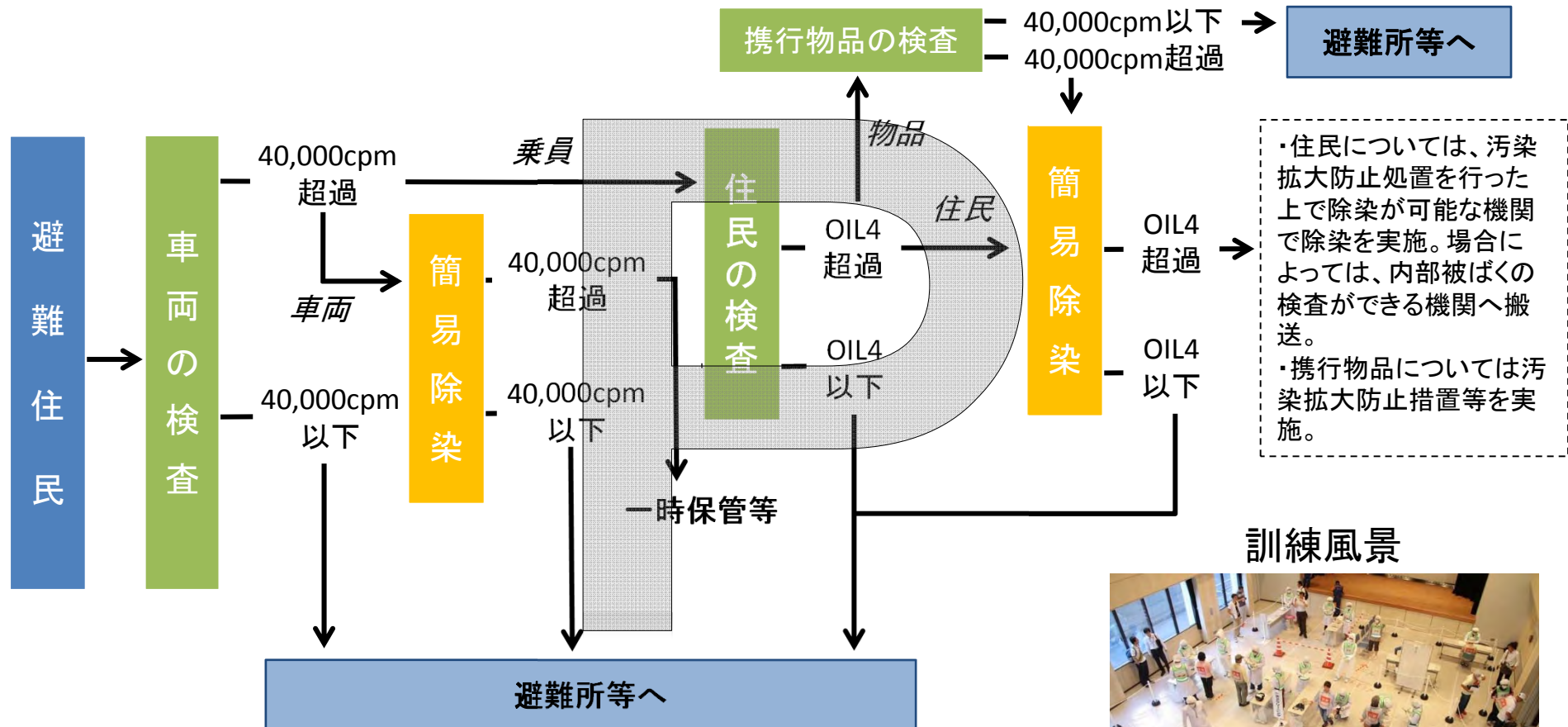
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



原子力災害医療協力機関

【汚染等傷病者の初期診療及び救急診療、放射性物質による汚染の測定】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等

原子力災害拠点病院

【汚染の有無にかかわらず傷病者に対する高度医療を提供】
(1~3程度指定する)

- ①原子力災害医療派遣チームを有している
- ②内部被ばくの測定及び線量評価、除染が出来ること
- ③被ばく傷病者等に対して救急処置及び入院治療ができること 等

原子力災害拠点病院で対応困難な傷病者は、下記支援センターへ搬送

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等による搬送

原子力災害医療・総合支援センター 高度被ばく医療支援センター

【基本的に長崎大学が対応】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療

長崎大学

※ 原子力災害拠点病院では受け入れが困難な重篤、重傷な被ばく患者の診療等及びその収容能力を超えた場合の対応を行う。

※ 原子力災害対策指針に示してある、「原子力災害時における医療提供体制」の整備を行う。

10. 国の実動組織の支援体制

